

土木設計業務等委託契約における 設計変更ガイドライン

令和 7 年 4 月

沖縄県土木建築部

目 次

1	はじめに	p	1
	(1) 土木設計業務等の特性		
	(2) 本ガイドラインの位置づけと効果		
	(3) 発注者・受注者の留意事項		
	(4) 設計変更の基本的な考え方		
2	設計図書の点検	p	4
3	設計変更手続きフロー	p	5
4	設計変更	p	6
	(1) 設計変更が不可能なケース		
	(2) 設計変更が可能なケース		
5	設計変更が可能なケースの具体例	p	8
	(1) 契約書第18条第1項に該当する場合		
	(2) 「設計図書の点検」の範囲を超える作業が生じる場合		
	(3) 発注者が変更を必要と認める場合		
	(4) 業務を中止する必要がある場合		
	(5) 受注者の請求により履行期間を延長する場合		
6	関連事項	p	14
	(1) 既存設計等の誤りに関する取扱い		
	(2) 指定・任意の正しい運用		
	(3) 指定・任意の考え方		
7	その他	p	16
	(1) 土木設計業務等委託契約約款抜粋		
	(2) 共通仕様書抜粋		
	(3) 様式		

1 はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

土木設計業務等※は、多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものです。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質・土質調査業務、土木設計業務をいう。

(2) 本ガイドラインの位置づけと効果

本ガイドラインは、設計変更に関する手続きやルールを明確に示したものであり、次のような効果が期待されます。

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 設計成果品の品質確保
- 設計業務等の担い手の中長期的な育成及び確保

(3) 発注者・受注者の留意事項

本ガイドラインの運用にあたっては、発注者及び受注者は次の事項に留意する必要があります。

【発注者の留意事項】

- 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図ることが必要です。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う必要があります。
- 必要な業務の条件（基本的な計画条件、関係機関との調整条件、貸与資料、維持管理に係る条件等）を明示した仕様書等を適切に作成する必要があります。
- 業務の遂行に必要な設計条件、業務の内容、業務の範囲等について、確認することが重要です。
- 受注者からの協議に、書面により速やかに回答することが重要です。

【受注者の留意事項】

- 入札前の段階で設計図書等を熟覧し、疑義が生じた場合には発注者へ説明を求め、入札前の段階で解決しておくことが重要です。
- 業務の遂行に必要な設計条件、業務の内容、業務の範囲等について、確認することが重要です。
- 業務中に疑義が生じた場合には、発注者と書面により「協議」し、業務を進めることが重要です。
- 発注者と業務管理スケジュールを共有しておくことが重要です。

(4) 設計変更の基本的な考え方

【基本事項】

◆ 次のような場合においては、設計図書の変更が可能です。

- 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続きの遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 所定の手続き（契約書第 18 条～第 21 条、第 23 条～第 26 条、設計業務等共通仕様書第 1121 条～第 1124 条）※を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
※（測量業務共通仕様書第 122～125 条、地質・土質調査業務共通仕様書 122～125 条に該当）
- 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になり、新基準に準拠する場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆ 設計図書の変更・指示にあたっては次の事項に留意することが必要です。

- 発注者及び受注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更協議にあたるものとします。
- 発注者及び受注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性（別途発注か否か等）を明確にし、設計図書の変更は書面で行うものとします。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度、発注者及び受注者は遅滞なく行うものとします。
- 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うものとします（プロポーザル方式の場合）。

2 設計図書の点検

- ◆ 契約書では、設計図書の点検について次のように規定しており、受注者に設計図書の点検を義務付けています。

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- ◆ 設計業務等共通仕様書では、契約書第 18 条第 1 項の点検について次のように規定しており、受注者は設計図書の点検をすべきこと、及び、疑義がある場合に書面での報告を義務付けています。

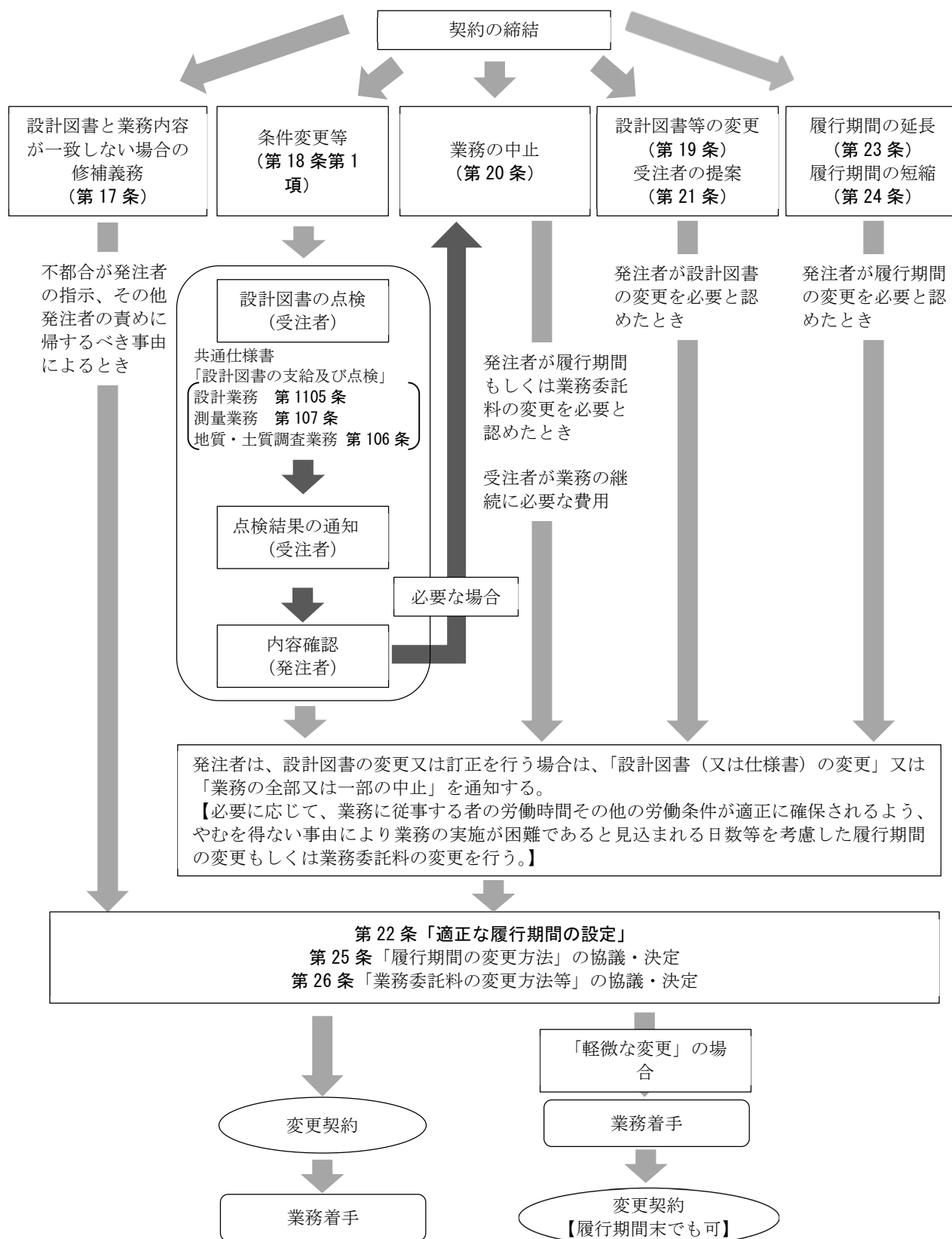
第 1105 条 設計図書の支給及び点検

2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義ある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。

（測量業務共通仕様書第 107 条、地質・土質調査業務共通仕様書第 106 条に該当）

なお、設計図書の点検及び疑義がある場合の報告書の作成は、受注者の負担において行うべきものであることから、これらに要するに要する費用については、設計変更の対象としません。

3 設計変更手続きフロー



【留意事項】

- 契約書第 25 条、第 26 条に伴う変更契約の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。
- ただし、軽微な設計変更に伴う変更契約の手続きは、履行期間の末（債務負担行為に基づく業務にあつては、各会計年度の末及び履行期間の末）に行うことをもって足りるものとします。
- 「軽微な変更」とは、次の場合です。
 - ✓ 当該業務委託の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもので、変更見込金額又は変更見込金額の累計額が、当初業務委託料の±30%未満かつ±450 万円未満の変更を行うものです。ただし、当初業務委託料の 30%が 100 万円に満たない場合は 100 万円までとします。
- 契約書第 25 条、第 26 条に伴う協議・決定は、「様式 4」、「様式 4－2」、「様式 5」により行い、「軽微な変更」の場合、「様式 2」、「様式 2－2」により行います。

4 設計変更

(1) 設計変更が不可能なケース

次のような場合は、原則として設計変更できません。

但し、契約書第 27 条（臨機の措置）による場合は、この限りではありません。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わずに、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
- 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合。
- 契約書、共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第 18 条～第 21 条、第 23 条～第 26 条、設計業務等共通仕様書第 1121 条～1124 条※）

※ 測量業務共通仕様書第 122～125 条、地質・土質調査業務 122～125 条に該当

- 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。
⇒ただし、緊急を要する場合その他の理由により発注者が口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。この場合、発注者は既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを受注者に交付しなければならない。

(2) 設計変更が可能なケース

次のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

- 契約書第 17 条に該当する場合（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）
- 契約書第 18 条第 1 項に該当する場合（条件変更等）
- 契約書第 19 条に該当する場合（設計図書等の変更）
- 契約書第 20 条に該当する場合（業務の中止）
- 契約書第 21 条に該当する場合（業務に係る受注者の提案）
- 契約書第 23 条に該当する場合（受注者の請求による履行期間の延長）
- 契約書第 24 条に該当する場合（発注者の請求による履行期間の短縮等）
- 受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業が生じる場合

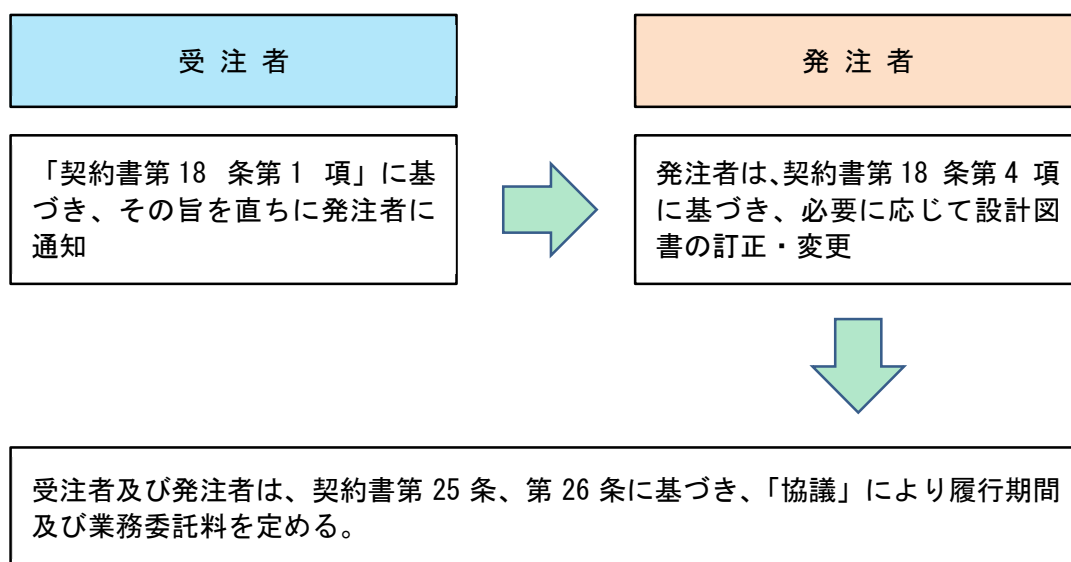
5 設計変更が可能なケースの具体例

次に、手続き及び具体例を示します。

(1) 契約書第 18 条第 1 項に該当する場合

受注者は、契約書第 18 条第 1 項に該当する事実を発見した場合、その事実を発注者に通知し、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更または訂正を行います。

手 続 き の フ ロ ー



「契約書第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号に該当する」具体的事例を次に示します。

◆ 契約書第 18 条第 1 項第 1 号（図面、仕様書等の不一致）関係

- 設計書と特記仕様書とで相互に設計条件が異なる場合。

◆ 契約書第 18 条第 1 項第 2 号（設計図書の誤謬又は脱漏）関係

- 貸与された資料を確認したところ、公示されている数量に誤りがある場合。
- 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合。
- 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合。

◆ 契約書第 18 条第 1 項第 3 号（設計図書の表示内容が不明確）関係

- 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない場合。
- 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である場合。
- 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入である場合。
- 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない場合。

◆ 契約書第 18 条第 1 項第 4 号（設計図書と実際との履行条件の不一致）関係

- 現地の地形や地質条件が既往成果や想定と異なっており、検討項目が増えた場合。
- 詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある場合。
- 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合。
- 関係機関との行政手続時期を過ぎても手続きが完了せず、業務の続行ができない場合。
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行ができない場合。
- 関係機関協議の結果、協議相手からの要望により設計が変更になる場合。
- 新たな制約等が発生した場合

◆ 契約書第 18 条第 1 項第 5 号（予期できない特別な状態が生じた）関係

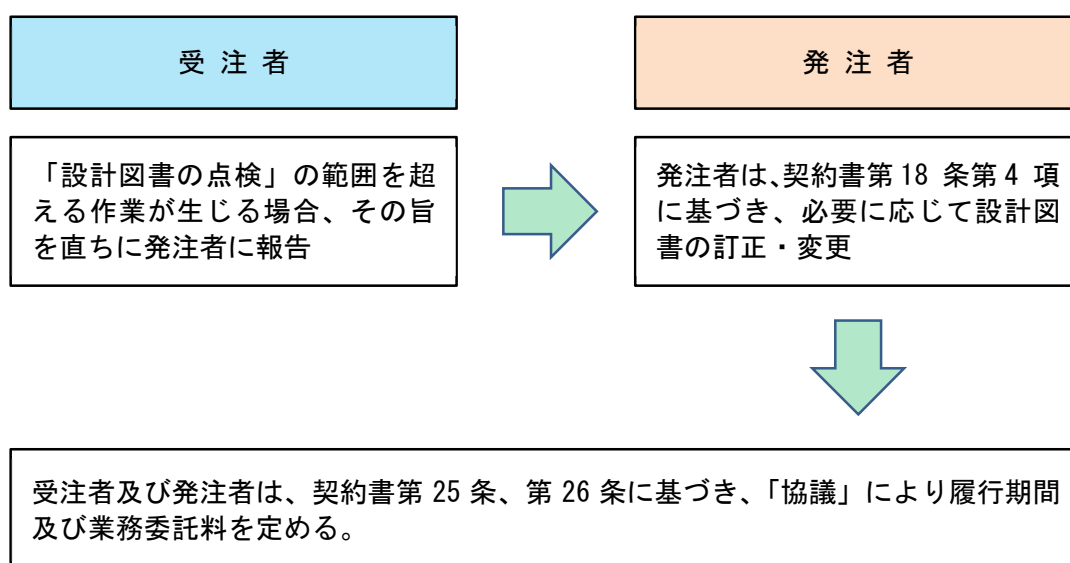
- 当初設計では想定し得なかった住民反対運動により現場への立入りができない場合。

(2)「設計図書の点検」の範囲を超える作業が生じる場合
(設計業務等共通仕様書第 1105 条※)

※ 測量業務共通仕様書第 107 条、地質・土質調査業務共通仕様書 106 条に該当

受注者は、「設計図書の点検」の範囲を超える作業が生じる場合、その事実を発注者に報告し、発注者は報告された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更または訂正を行います。

手 続 き の フ ロ ー



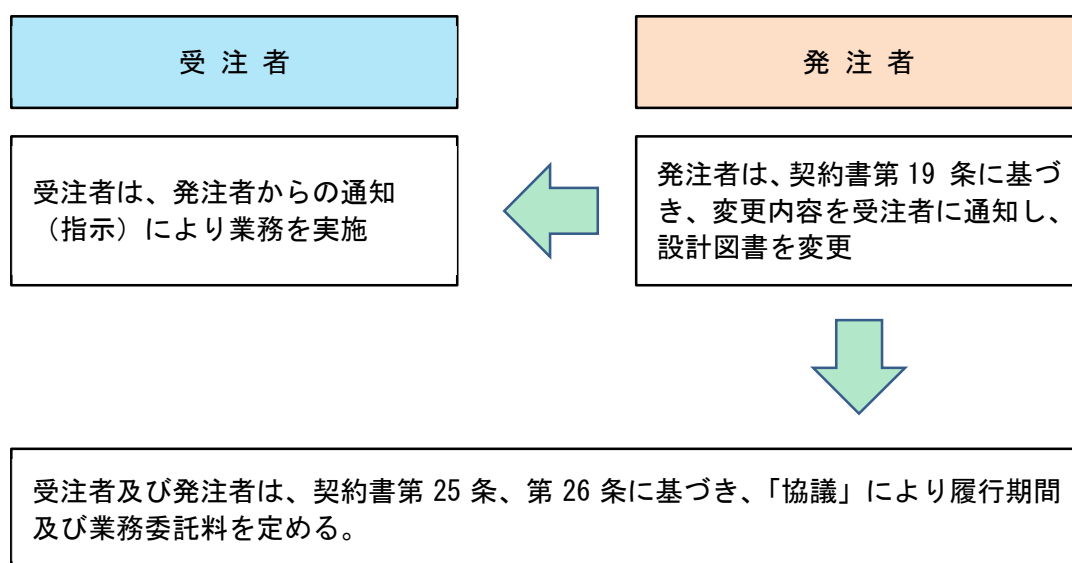
「設計図書の点検」の範囲を超える作業として想定される具体例を次に示します。

- 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
- 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

(3) 発注者が変更を必要と認める場合
(契約書第 19 条)

発注者が業務の着手前、実施途中に必要と認めるときは、変更内容を受注者に通知し、設計図書の変更を行います。

手 続 き の フ ロ ー



発注者が自らの理由により変更を行う場合の具体例を次に示します。

- 地元調整の結果、追加設計する工種が必要となる場合。
- 関係団体との協議により、設計条件を変更する場合。
- その他、発注者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合。

(4) 業務を中止する必要がある場合

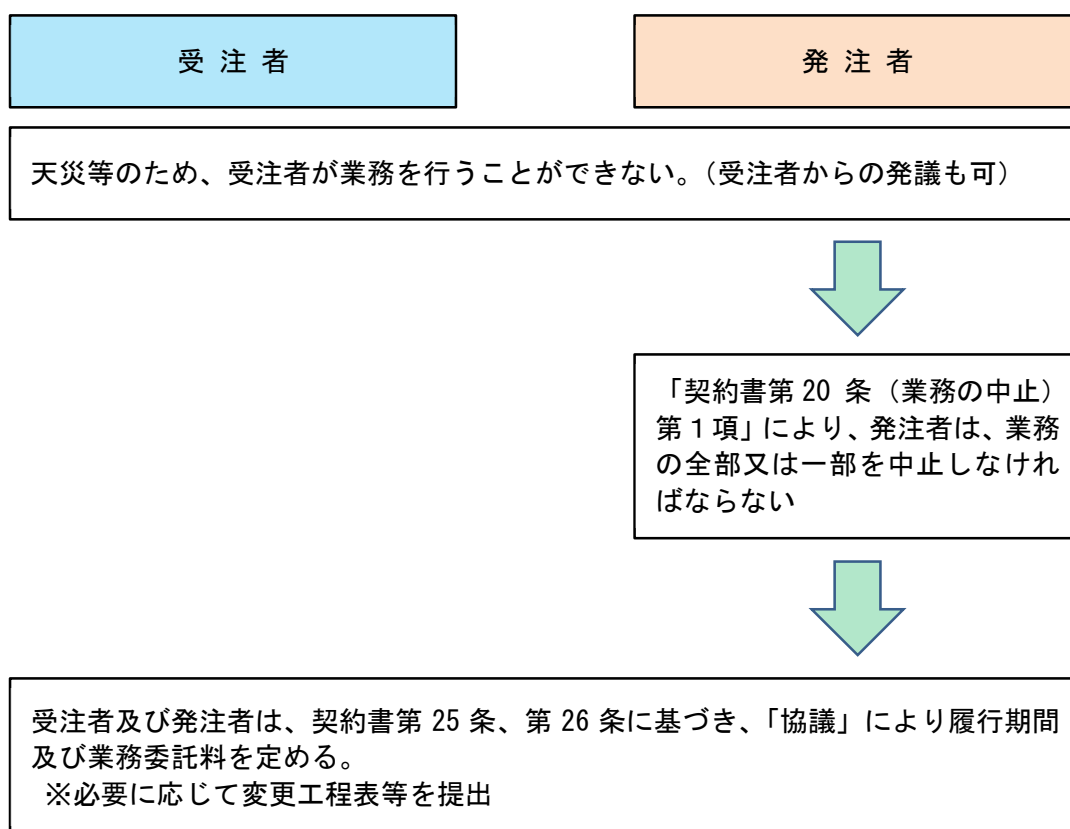
(契約書第 20 条、設計業務等共通仕様書第 1124 条※)

※ 測量業務共通仕様書第 125 条、地質・土質調査業務共通仕様書 125 条に該当

発注者は、受注者の責に帰することができない理由により業務を実施することができないと認める場合は、発注者は業務の全部又は一部を中止させなければなりません。

この場合、発注者は、必要がある場合は履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなりません。

手 続 き の フ ロ ー



業務を一時中止する場合の具体例を次に示します。

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合。
- 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務等の続行が不適当となった場合。
- 環境問題等の発生により、業務の続行が不適当又は不可能となった場合。
- 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した、又は、受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適当又は不可能となった場合。

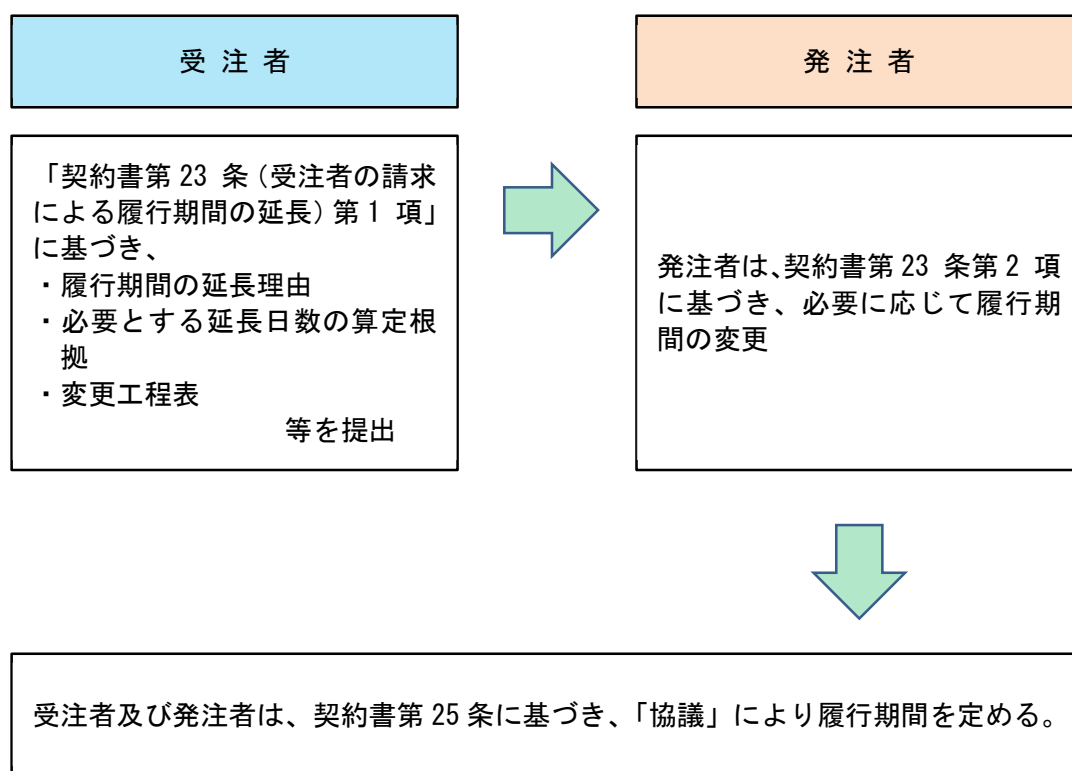
(5) 受注者の請求により履行期間を延長する場合

(契約書第 23 条、設計業務等共通仕様書第 1123 条※)

※ 測量業務共通仕様書第 124 条、地質・土質調査業務共通仕様書 124 条に該当

受注者の責に帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないと認められる場合、受注者は必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行います。

手 続 き の フ ロ ー



受注者の請求により履行期間を延長する場合の具体例を次に示します。

- 第三者の土地への立入り許可が得られなかった場合。
- 天災等により業務の履行に支障が生じた場合。

なお、正当な理由がなく、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第 57 条の規定により、遅延による損害金の算定対象となります。

6 関連事項

(1) 既存設計等の誤りに関する取扱い

設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければなりません。

上記報告を受けた場合、発注者は**既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うもの**とします。

その結果、**誤りが先発受注者の責にある場合は、契約図書に基づく「瑕疵担保」請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示すること**とします。

なお、**誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するもの**とします。また、その場合の修正を、先発・後発どちらの受注者に行わせるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に後発業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければなりません。

(2) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、契約書第1条第4項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

「指定」とは、設計図書のとおり作業を行うものです。

「任意」とは、受注者の責任において自由に作業を行うものです。

契約書第1条第4項には、「受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議を行った場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。」と明記されています。

発注者は、指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があることから、履行条件明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要です。

(3) 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書 (履行方法等の条件)	履行方法等について具体的に指定します(契約条件として位置づけます)。変更をする場合は、発注者の指示または承諾が必要です。	履行方法等について具体的には指定しませんので受注者の任意で変更可能ですが、業務計画書の修正、提出等は必要です。
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とします。	設計変更の対象としません。
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とします。	設計変更の対象とします。
天災不可抗力に対する対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理をしますが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定します。	

履行方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を確認する必要があります。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので、履行方法等の選択は、受注者に委ねられている。(変更の対象としない)



発注者は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。
 ※任意における次のような対応は不適切であり、必要がある場合は、条件明示において指定すること。
 ➤ 調査業務等において、条件明示に具体的な手法を指定していないのに、〇〇で積算しているので、「〇〇以外での調査は不可」との対応。
 (現地作業に係るもの)
 ➤ 新たな手法(解析・分析方法や構造計算プログラム)等の活用について受注者から提案があった場合に、「積算上の手法で実施」するよう対応。
 (机上作業に係るもの)



ただし、任意であっても、設計図書に示された履行条件と実際の作業条件が一致しない場合は変更できます。

7 その他

(1) 土木設計業務等委託契約約款（令和6年6月改定版）抜粋

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(調査職員)

第9条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適するよう必要な修補を行わなければな

らない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の履行条件が相違すること
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第 20 条** 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第 30 条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

- 第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

- 第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

- 第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

- 第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な経費を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

- 第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

- 第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

- 第27条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（２） 共通仕様書抜粋【設計業務】

第 1105 条 設計図書の支給及び点検

※測量業務 第 107 条、地質・土質業務 第 106 条

1. 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 調査職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1121 条 条件変更等

※測量業務 第 122 条、地質・土質業務 第 122 条

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1122 条 契約変更

※測量業務 第 123 条、地質・土質業務 第 123 条

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1121 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 1123 条 履行期間の変更

※測量業務 第 124 条、地質・土質業務 第 124 条

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 一時中止

※測量業務 第 125 条、地質・土質業務 第 125 条

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1133 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 1133 条 臨機の措置

※測量業務 第 134 条、地質・土質業務 第 134 条

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

(3) 様式

様式2

						〇〇第〇〇〇〇号 令和 年 月 日
(株)〇〇コンサルタント 代表取締役 〇〇〇〇殿						
						〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇 印
設計変更の協議について（第〇〇回変更）						
下記の業務委託について、設計変更することを協議します。 なお、本書の日付けをもって、土木設計業務等委託契約書第25条第2項および第26条第2項の協議の開始の日とします。						
記						
業務番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号					
業 務 名	〇〇業務委託					
業務場所	〇〇地内					
設計変更による 概算増(減)額 (内消費税額)	(円 円)	履行 期間	現	令和 年 月 日	〇〇〇	
			変 更	令和 年 月 日 令和 年 月 日	〇〇〇 日間	
設計変更の内容						

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長
〇〇 〇〇 殿

(株)〇〇コンサルタント
代表取締役 〇〇 〇〇 印

設計変更の同意について（第〇〇回変更）

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇〇〇〇号で協議がありました下記業務委託の
設計変更について、同意します。

記

業 務 番 号 : 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

業 務 名 : 〇〇業務委託

業 務 場 所 : 〇〇地内

設計変更による概算増(減)額 : 円

(内 消 費 税 額) : (円)

現 履 行 期 間 : 令和 年 月 日 〇〇〇 日間
令和 年 月 日

変 更 履 行 期 間 : 令和 年 月 日 〇〇〇 日間
令和 年 月 日

様式 4

(株)〇〇コンサルタント 代表取締役 〇〇〇〇殿		〇〇第〇〇〇〇号 令和 年 月 日	
		〇〇土木事務所長 〇〇 〇〇 印	
設計変更の協議について（第〇〇回変更）			
下記の業務委託について、設計変更することを協議します。 なお、本書の日付けをもって、土木設計業務等委託契約書第25条第2項および 第26条第2項の協議の開始の日とします。			
記			
業務番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号		
業 務 名	〇〇業務委託		
業務場所	〇〇地内		
設計変更による 増(減)額 (内消費税額)	円 円)	履行 期間	現 変 更 令和 年 月 日 令和 年 月 日 〇〇〇 日間
設計変更の内容			

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長
〇〇 〇〇 殿

(株)〇〇コンサルタント
代表取締役 〇〇 〇〇 印

設計変更の同意について（第〇〇回変更）

令和 年 月 日付け〇〇第〇〇〇〇〇〇号で協議がありました下記業務委託の
設計変更について、同意します。
あわせて、「委託設計変更協議書」を提出します。

記

業 務 番 号 : 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

業 務 名 : 〇〇業務委託

業 務 場 所 : 〇〇地内

設計変更による増(減)額 : 円

(内 消 費 税 額) : (円)

現 履 行 期 間 : 令和 年 月 日 〇〇〇 日間
令和 年 月 日

変 更 履 行 期 間 : 令和 年 月 日 〇〇〇 日間
令和 年 月 日

委 託 設 計 変 更 協 議 書										
発 注 者				受 注 者						
下 記 業 務 を 設 計 変 更 す る こ と を 協 議 い た し ま す。										
業 務 番 号						予 算 科 目				
委 託 業 務 の 名 称										
履 行 場 所										
原 請 負 額		円		変 更 請 負 額		円				
増 ・ 減 額		円								
履 行 期 間		元	自 : 令和	年	月	日	0	日間	増 ・ 減 日 数	日 間
		至 :	令和	年	月	日				
		変	自 : 令和	年	月	日	0	日間		
		更	至 :	令和	年	月				
(記事)										